

令和7年度 (令和6年度事業対象)

忠岡町教育委員会 点検・評価報告書



令和7年10月
忠岡町教育委員会

はじめに

教育委員会の責任を明確にするため、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成20年度から、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。

この報告書は、同法の規定に基づき、忠岡町教育委員会に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った結果を、教育に関し学識経験を有する者の意見を付して報告するものです。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

I 忠岡町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書	1
1. 目的	1
2. 点検・評価の方法	1
3. 外部評価委員（学識経験者）の知見活用	2
II 忠岡町教育委員会の教育行政・教育財政	
1. 教育行政	3
2. 教育財政	7
III 事務事業評価シート	
1. 令和6年度事務事業評価シート一覧（通常事業）	8
//（物価高騰対応地方創生臨時交付金関連事業）	8
2. 個別シート	9
3. 評価委員の意見（外部評価）	27
【資料編】	
• 忠岡町教育大綱	資料 1
• 忠岡町教育基本方針（令和7年度学校園における指導の方針）	資料 2
• 教育委員会の組織と事務局（令和7年4月1日現在）	資料15
• 教育委員会事務局事務分掌	資料15
• 忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検 及び評価のための教育委員会評価委員設置要綱	資料18
• 忠岡町教育委員会事務事業点検・評価実施要領	資料19

I 忠岡町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書

1. 目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会です。

その役割は、専門的な行政官で構成されている事務局を様々な属性を持った複数の委員による合議により指揮監督し、中立的な意思決定を行うものとされています。

教育委員会が、教育に関する事務の執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進することを目的としています。

2. 点検・評価の方法

(1) 「忠岡町教育委員会事務事業点検・評価実施要領」に基づき、教育委員会が選定した事務事業ごとに、その「必要性」「有効性」「効率性」について基本的な評価を行い、これをもとに今後の方向性として総合評価を行いました。

(2) 評価基準

①基本評価（必要性・有効性・効率性）の基準は次のとおりとする。

評価基準	評価の視点	評価
必要性	<ul style="list-style-type: none">町が関与する妥当性はあるか。町民ニーズはあるか。時代の変化に適応しているか。	
有効性	<ul style="list-style-type: none">目標どおりの成果がでているか。他に類似事業はないか。単位当たりコストは妥当か。	左記の内容について、5段階で自己評価を行う。
効率性	<ul style="list-style-type: none">コスト削減の余地はないか。負担割合は適正か。最小の経費で最大の効果を挙げているか。同種の事務事業を実施している自治体や民間企業と比べて手法は効率的か。	

②総合評価（今後の方向性）の基準は次のとおりとする。

総合評価	理 由
S：拡 充	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要
A：継 続	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持
B：要検討	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等の課題を整理し検討が必要
C：要改善	課題が明確であり、今後、改善に取り組む必要がある
D：廃 止	事業を廃止（または休止）する

令和6年度事務事業評価については、通常事業分として17事業、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連事業分として1事業の合計18事業についての評価を行い、2つの事業がS評価、14の事業がA評価、2の事業がB評価となっています。（各事業の詳細については、8ページ以降に掲載）

3. 外部評価委員（学識経験者）の知見活用

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、点検・評価の実施及び報告書の作成に当たっては、外部評価委員より総合的な観点からご指導・ご助言をいただきました。

忠岡町教育委員会評価委員名簿

氏 名	備 考
水野 治久	大阪教育大学副学長・みらい教育共創拠点長 総合教育系教授
新光 明	四天王寺大学四天王寺大学短期大学部 学長室IR・戦略総合課課長

Ⅱ 忠岡町教育委員会の教育行政・教育財政

1. 教育行政

(1) 教育委員会

教育の中立と教育行政の安定性を確保し、教育・文化の振興を図るため、忠岡町の教育に関する業務は、町長から独立した行政委員会である教育委員会が担っています。

忠岡町教育委員会は、教育長と4～5人の委員で構成されています。教育長は教育行政に関する識見を有する者のうちから、委員は教育学術及び文化に関する識見を有する者のうちから、それぞれ議会の同意を得て町長が任命します。任期は教育長が3年間、委員が4年間です。

(2) 教育委員

令和6年度

氏名	職名	最初の就任年月日	任期満了日	備考
不在	教育長	—	—	
新田 哲也	委員	平成29年1月1日	令和10年12月31日	職務代理 令和5年10月1日～
谷野しづこ	委員	令和2年4月1日	令和10年3月31日	
竹林 正訓	委員	令和3年4月1日	令和9年9月30日	
徳田 久子	委員	令和5年1月1日	令和8年12月31日	

(3) 教育委員会議

教育委員会議は毎月開催しています。令和6年度は定例会議を12回、議案29件、報告37件を審議承認しています。各会議の議決案件等は次のとおりです。

臨時会については、令和6年度1回、議案2件を審議承認しています。各会議の議決案件等は次のとおりです。

開催日	区分	議案番号	審議議案・報告事項
令和6年4月24日	定例会	15	忠岡町立忠岡中学校生徒指導主事等の任命について
		16	令和6年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命等について
		17	令和6年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について
		18	忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
			報告事項　・行事等報告について

				<ul style="list-style-type: none"> ・町立各学校行事について ・忠岡町教育委員会事務局所属職員の異動について ・忠岡町立学校教職員の異動について ・令和6年度忠岡町一般会計予算（教育関係）について ・忠岡中学校卒業生（第76期：令和6年3月卒業）進路状況について
令和6年5月23日	定例会	19		忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
			報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等報告について ・町立各学校行事について
令和6年6月19日	定例会	20		忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価のための教育委員会評価委員の委嘱について
		21		忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
			報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等報告について ・町立各学校行事について ・令和6年第2回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について
令和6年7月22日	定例会	22		忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
			報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等報告について ・町立各学校行事について
令和6年7月31日	臨時会	23		令和7年度使用中学校教科用図書の採択について
		24		令和7年度使用小学校教科用図書の採択について
令和6年8月21日	定例会	25		令和6年度全国学力・学習状況調査の結果公表について
		26		忠岡町立学校における働き方改革の取組指針の制定について
		27		忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
			報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等報告について ・町立各学校行事について
令和6年9月25日	定例会	28		令和6年第3回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について
		29		忠岡町立小中学校における防犯カメラの設置及び管理運営規程の制定について
		30		令和7年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくウォッチ）の参加について
		31		忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
			報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等報告について ・町立各学校行事について

			・忠岡町教育委員会事務局所属職員の異動について	
令和6年10月23日	定例会	32	忠岡町教育委員会点検・評価報告書について	
		33	令和7年度忠岡町立小・中学校教職員人事基本方針について	
		報告事項	・行事等報告について ・町立各学校行事について	
令和6年11月27日	定例会	34	忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について	
		35	令和6年第4回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について	
		報告事項	・行事等報告について ・町立各学校行事について	
令和6年12月25日	定例会	36	令和7年度全国学力・学習状況調査への参加について	
		37	令和7年度ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）への参加について	
		38	令和7年忠岡町教育委員及び教育委員会関係諸行事について	
		39	忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について	
		報告事項	・行事等報告について ・町立各学校行事について ・令和6年第4回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について	
令和7年1月22日	定例会	1	教育長職務代理者の臨時代理事項について	
		報告事項	・行事等報告について ・町立各学校行事について	
令和7年2月26日	定例会	2	令和7年第1回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について	
		3	忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について	
		報告事項	・行事等報告について ・町立各学校行事について ・令和6年度町立小中学校の卒業式について ・令和7年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項について ・令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要について ・小学3・4年生スポーツテストの結果概要について	
令和7年3月26日	定例会	4	令和7年度忠岡町教育基本方針について	
		5	令和7年度中学生チャレンジテストへの参加について	

	6	忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
	報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等報告について ・町立各学校行事について ・令和7年度町立小中学校の入学式について ・令和7年第1回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について

(4) 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき、町長と教育委員会（教育長及び教育委員会委員）で構成される会議です。教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るもので

回 数	開 催 日	議 題
第1回	令和6年11月13日	1. 学力向上の取り組みについて

(5) 教育委員の活動状況

・研修会等

事 業 名	開催日・場所	内 容
大阪府町村教育委員会連絡協議会総会・研修会	令和6年5月17日 ホテルアヴィーナ大阪	総会 研修会：「学校における SDGs の取り組みについて」 大阪公立大学 伊井直比呂 氏
大阪府市町村教育委員会研修会	令和7年1月27日 ホテルアヴィーナ大阪	講演：「学習の流儀—脳とやる気—」 講師：東京大学薬学部 教授 池谷 裕二 氏

・教育委員の関係行事等への参加

令和6年度は、以下の行事について参加しました。

実 施 日	内 容
令和6年4月4日	忠岡中学校 入学式
令和6年4月5日	忠岡・東忠岡小学校 入学式
令和6年9月27日	忠岡中学校 体育大会
令和6年11月2日	忠岡・東忠岡小学校 運動会
令和7年1月13日	二十歳のつどい（職務代理1名のみ参加）
令和7年3月14日	忠岡中学校 卒業式
令和7年3月18日	忠岡・東忠岡小学校 卒業式

2. 教育財政

(1) 教育関係費の推移

下表は令和2年度の決算額を基準の指数とした、過去4年間の決算額を各項目別に比較しています。

(単位：千円。百円単位四捨五入値)

	R 2 (決算額)	指数	R 3 (決算額)	指数	R 4 (決算額)	指数	R 5 (決算額)	指数	R 6 (決算額)	指数
教育費総額 (A)	613,146	100	540,572	88	539,277	88	714,644	117	518,495	85
教育総務費	122,875	100	131,909	107	130,766	106	183,800	150	165,066	134
小学校費	189,005	100	151,976	80	122,347	65	118,659	63	136,054	72
中学校費	87,410	100	67,786	78	69,750	80	65,747	75	66,364	76
幼稚園費	79,714	100	78,159	98	92,194	116				
社会教育費	126,873	100	103,646	82	116,190	92	331,935	262	140,175	110
保健体育費	7,269	100	7,096	98	8,030	110	14,503	200	10,836	149
※総務管理費 (C)	126,315		18,352		66,726		35,556		21,051	
一般会計 (B)	9,198,507	100	7,515,371	82	8,338,551	91	8,651,039	94	7,603,593	83
A / B	6.7%		7.2%		6.5%		8.3%		6.8%	
A + C / B	8.0%		7.4%		7.3%		8.7%		7.1%	

※総務管理費については、令和2～5年度においては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費を、令和6年度においては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業費をそれぞれ教育委員会関連事業として活用したものと計上しています。

III 事務事業評価シート

1. 令和6年度事務事業評価シート一覧

通常事業

事業名	所属	総合評価	掲載頁
町立小中学校防犯カメラ設置工事	教育課	A	9
町立小・中学校屋内運動場空調整備工事実施設計業務	教育課	B	10
東忠岡小学校屋内運動場防水改修他工事	教育課	B	11
放課後児童健全育成事業運営管理等業務委託	教育課	A	12
文化会館運営方針見直し事業	教育課	A	13
スポーツ振興奨励金	教育課	A	14
町民いこいの広場フェンス改修工事	教育課	A	15
東区ふれあい広場整備工事実施設計業務委託	教育課	A	16
学ぶ楽しさを育む推進事業	学校教育課	A	17
忠岡町きめ細やかな指導のための講師配置事業	学校教育課	S	18
あすなろ未来塾事業	学校教育課	A	19
忠岡町英語教育推進事業	学校教育課	A	20
外国青年語学指導員配置事業	学校教育課	A	21
忠岡町適応指導教室運営事業	学校教育課	S	22
小学校スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	A	23
忠岡町統合型校務支援システム構築事業	学校教育課	A	24
教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業	学校教育課	A	25

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連事業

事業名	所属	総合評価	掲載頁
物価高騰対応重点支援事業（給食費助成）	教育課	A	26

2. 個別シート

事務事業評価シート

事業名	町立小中学校防犯カメラ設置工事	所属	教育課
-----	-----------------	----	-----

根拠法令・条例・要綱等	建築基準法
-------------	-------

総合計画の位置づけ	基本目標	1 子育てがしやすいまち（こども・教育）
	基本方針	学校教育が充実したまちづくり
	基本施策	2 学校教育環境の充実
	施策展開の方向	(1) 学校施設・設備の充実

事業概要	忠岡町立小・中学校施設へ防犯カメラを設置するにあたり工事を行った。	令和6年度決算額 6,573,600円 うち特定財源 4,066,000円 うち一般財源 2,507,600円 令和7年度予算額
期間、成果目標の有無等	防犯カメラ設置工事を令和6年度に行った。	
事業目的	忠岡町立小・中学校施設への犯罪企図者の侵入防止や犯意の抑制、児童生徒等の安心感の醸成等の目的のために実施する。	うち特定財源 0円 うち一般財源 0円
事業実績	町立小学校防犯カメラ設置工事費 4,470,048円 町立中学校防犯カメラ設置工事費 2,103,552円	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	忠岡町立小・中学校施設への犯罪企図者の侵入防止や犯意の抑制、児童生徒等の安心感の醸成等のために必要である。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	現在、町立小中学校に防犯カメラは設置されておらず、犯罪の抑制等に有効であるため。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	設置事業完了後の交付になるが、工事費及び設計業務委託において学校施設環境改善交付金の決定を受けている。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	忠岡町立小・中学校の防犯カメラ設置工事の完了により、犯罪の抑制や児童生徒等の安心感の醸成等が図られた。

今後の方向性	令和6年度に忠岡町立小・中学校の校門等に防犯カメラを設置し、犯罪企団者の侵入防止や犯意の抑制、児童生徒等の安心感の醸成等の目的を達成できたので、今後は機器の維持管理を行い、犯罪抑制や児童生徒等の安心感の醸成等に努める。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	町立小・中学校屋内運動場空調整備工事実施設計業務			所属	教育課
根拠法令・条例・要綱等	建築基準法				
総合計画の位置づけ	基本目標	1 子育てがしやすいまち（こども・教育）			
	基本方針	学校教育が充実したまちづくり			
	基本施策	2 学校教育環境の充実			
	施策展開の方向	(1) 学校施設・設備の充実			
事業概要	体育活動や部活動等において、児童生徒の熱中症予防を図るとともに、避難所環境の向上を目的として、町立小学校・中学校の体育館に空調設備を設置するため、実施設計を行う。				令和6年度繰越額 8,340,000円
					うち特定財源 4,700,000円
期間、成果目標の有無等	令和6年度 学校施設の環境改善				うち一般財源 3,640,000円
					令和7年度予算額 0円
事業目的	体育活動や部活動等において、児童生徒の熱中症予防を図るとともに、避難所環境の向上を目的として実施する。				うち特定財源 0円
					うち一般財源 0円
事業実績	町立小学校屋内運動場空調整備工事実施設計業務（契約額） 町立中学校屋内運動場空調整備工事実施設計業務（契約額）				4,928,000円 3,102,000円
評価項目		評価	評価に対するコメント		
必要性	町の関与の妥当性	4	設計後、空調整備することで児童生徒が利用する学校施設の環境改善が図られるとともに、避難所環境の向上を見込むことができる。		
	町民ニーズの傾向				
有効性	類似事業の有無	4	設計後、空調整備することで体育活動や部活動等における児童生徒の熱中症予防が図られる。		
	単位当たりコストの妥当性				
効率性	コスト削減の余地	3	設置空調機等の検討について、関係機関との協議に時間を要し、年度内で完了することができなかった。		
	負担割合の適正度				
総合評価	評価	理由			
	B	設計し、その後に空調整備することで児童生徒が利用する学校施設の環境改善が図られるとともに、避難所環境の向上を見込むことができるものであるが、年度内で設計が完了できなかった。なお、次年度において設計が完了できるように務める。			
今後の方向性	年度内完了ができなかつたが、当該設計により空調整備することで学校施設の環境改善が図られることとなる。今後は設計を完了させ早期に空調整備することに努める。				

事務事業評価シート

事業名	東忠岡小学校屋内運動場防水改修他工事		所属	教育課
根拠法令・条例・要綱等	建築基準法			
総合計画の位置づけ	基本目標	1 子育てがしやすいまち（こども・教育）		
	基本方針	学校教育が充実したまちづくり		
	基本施策	2 学校教育環境の充実		
	施策展開の方向	(1) 学校施設・設備の充実		
事業概要	東忠岡小学校の屋内運動場は築40年が経過し、屋上防水の経年劣化等が著しく雨が降った場合、頻繁に雨漏りしているため、屋上防水の改修や老朽化している配管を改修し学校の環境改善を行う。			令和6年度繰越額 18,447,000円 うち特定財源 16,600,000円 うち一般財源 1,847,000円
				令和7年度予算額 0円 うち特定財源 0円 うち一般財源 0円
期間、成果目標の有無等	令和6年度 学校施設の環境改善			
事業目的	経年劣化の著しい東忠岡小学校屋内運動場の屋上防水等を改修することで環境改善を図ることを目的とする。			
事業実績	東忠岡小学校屋内運動場防水改修他工事費（契約額） 15,104,100円 東忠岡小学校屋内運動場防水改修他工事監理業務委託費（契約額） 480,700円			
評価項目		評価	評価に対するコメント	
必要性	町の関与の妥当性	4	改修することで児童が利用する学校施設の環境改善が図られる。	
	町民ニーズの傾向			
有効性	類似事業の有無	4	経年劣化し頻繁に雨漏りする状況であったため、改修することが妥当である。	
	単位当たりコストの妥当性			
効率性	コスト削減の余地	3	工事期間が年度末であり、関係機関との協議に時間を要し、年度内で完了することができなかった。	
	負担割合の適正度			
総合評価	評価	理由		
	B	改修することにより雨漏りが改善され児童が利用しやすい状況となるため学校施設の環境改善が図られるものであるが、年度内で工事が完了できなかった。なお、次年度において早期完了できるよう努める。		
今後の方向性	年度内完了ができなかったが、当該工事により学校施設の環境改善が図られることとなる。今後は適切な維持管理を行う必要がある。			

事務事業評価シート

事業名	放課後児童健全育成事業運営管理等業務委託		所属	教育課
根拠法令・条例・要綱等	忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 忠岡町放課後児童健全育成事業にかかる運営規程			
総合計画の位置づけ	基本目標	子育てがしやすいまち（こども・教育）		
	基本方針	切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり		
	基本施策	安心して子育てできる環境の充実		
	施策展開の方向	仕事と子育ての両立支援		
事業概要	近年、放課後児童健全育成事業の運営については、慢性的な人手不足等で不安定な運営状態が続いていたが、一方で利用者からは開設時間の延長等、ニーズが多種多様化していたため、民間事業者の活力を生かし、持続性のある安定した運営形態の構築を図る。			令和6年度決算額 21,800,000円 うち特定財源 11,486,000円 うち一般財源 10,314,000円
	期間、成果目標の有無等	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで		
事業目的		開設時間を午後6時までから午後7時までに延長すること、並びに持続性のある安定した運営を目的として実施。		
事業実績	委託開始後、約1年あまりが経過したが、人手不足等で運営が不安定になることはなく、一つの目的であった午後7時までの延長も安定して実施が可能な状態となっている。			
評価項目		評価	評価に対するコメント	
必要性	町の関与の妥当性	5	持続性のある運営の実施及び住民の多様なニーズに対応するため必要。	
	町民ニーズの傾向			
有効性	類似事業の有無	5	事業費については、委託前と比較すると妥当な金額となっている。	
	単位当たりコストの妥当性			
効率性	コスト削減の余地	5	長期契約のため、各年度の運営状況を比較の上、コスト削減余地等について検証が必要ではあるが、削減された事務量・費用対効果を考慮すると効率性は高い。	
	負担割合の適正度			
総合評価	評価	理由		
	A	主な事業目的のとおり、午後7時までの延長及び持続性のある安定した運営を実施することができている。		
今後の方向性	各年度の運営状況等を踏まえ、多様なニーズに対応できる持続可能な運営方法及び運営に係るコストの妥当性について検証する。			

事務事業評価シート

事業名	文化会館運営方針見直し事業	所属	教育課
-----	---------------	----	-----

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町文化会館条例、忠岡町公民館条例、忠岡町図書館条例、忠岡町公民館条例施行規則、忠岡町図書館条例施行規則、忠岡町文化会館運営委員会規則、忠岡町公民館における登録クラブに関する要綱
-------------	--

総合計画の位置づけ	基本目標 生涯活躍できるまち（自治・多様性） 基本方針 生涯にわたって学べるまちづくり 基本施策 生涯学習・生涯スポーツの推進 施策展開の方向 生涯学習活動の支援
-----------	--

事業概要	公民館・図書館で構成する文化会館については、運営上の整合性を図り利便性に優れ、持続可能な総合施設としての運営方針を新たに設定することを、「忠岡町文化会館運営委員会」に諮問。各館の特性を生かした発展的な事業展開についても、今後の課題とし検討する。	令和6年度決算額 0円 うち特定財源 0円 うち一般財源 0円
		令和7年度予算額 240,000円 うち特定財源 0円 うち一般財源 240,000円
事業目的	2館の事業目的を整理するとともに、開館(昭和60年)以降の時代の変遷を鑑み、条例・規約等を見直し、住民・利用者の性差が利用に影響することなく、また、青少年にも魅力的な事業展開を行い、わかりやすく使いやすい文化施設として親しまれ発展していくよう、活性化を図る。	
事業実績	「忠岡町文化会館運営委員会」については開催出来ていないが、これまで文化会館1階の自習室のみに設置していたWi-Fi機器を図書館にも設置し、図書館利用者の調べ学習等の利便性向上に寄与。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	文化会館運営委員会は開催出来ていないが、民間事業者等とミーティングを行い、長寿命化(80年活用)にむけての検討やPFI導入可能性の調査研究を行った。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	図書館に新たにWi-Fi機器を設置し、調べ学習等の利用者の利便性向上に寄与。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	去年度に引き続きロビーの作品展示募集を開始することにより、活動の成果発表の機会を提供することで、利用団体等の活動を支援するとともに、公民館を訪れる地域の方々に文化作品に触れる機会を提供。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	運営委員会を開催することは出来なかったが、これまで文化会館1階の自習室のみに設置していたWi-Fi機器を図書館にも設置し、図書館利用者の調べ学習等の利便性向上に寄与。

今後の方向性	文化会館を、より魅力に満ち、活気あふれる文化施設として運営していくため、運営方法（休館日の設定や施設の貸出等）についても改善を図るなど、新たな利用機会の創出に向け、引き続き運営委員会において検討を行っていく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	スポーツ振興奨励金		所属	教育課
根拠法令・条例・要綱等	忠岡町スポーツ振興奨励金交付要綱			
総合計画の位置づけ	基本目標	生涯活躍できるまち（自治・多様性）		
	基本方針	生涯にわたって学べるまちづくり		
	基本施策	生涯学習・生涯スポーツの推進		
	施策展開の方向	生涯学習活動の支援		
事業概要	数か国以上の参加をもって開催される国際大会、全国大会（国民体育大会等）、近畿大会及びこれらに準ずる各種大会に出場した本町に住所を有する方（教育基本法で定める学校に在学する方）及びその方が所属する団体へ、奨励金を交付する。			令和6年度決算額 275,000円 うち特定財源 0円 うち一般財源 275,000円
				令和7年度予算額 240,000円 うち特定財源 0円 うち一般財源 240,000円
期間、成果目標の有無等	期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日（対象年度内に開催された大会に出場された方へ年度内に交付）			
事業目的	国内外のスポーツ大会に出場する住民及び団体に対して、スポーツ振興奨励金を交付することで、スポーツ活動の奨励を図り、社会体育の振興に資することが目的。			
事業実績	個人 26名（内訳：国際大会1名 全国大会20名 近畿大会5名） 団体 1団体（内訳：全国大会1団体） 本制度の利用基準等をより明確化し、住民がより利用しやすい制度にするとともに、更なる住民のスポーツ活動の奨励を図り、本町の社会体育の振興に資するため、要綱の一部を改正			
評価項目		評価	評価に対するコメント	
必要性	町の関与の妥当性	4	町が奨励金を交付し、育成年代の一助となっていることを鑑みると町の関与は妥当。また、住民ニーズとしては交付額の増額要望があった。	
	町民ニーズの傾向			
有効性	類似事業の有無	4	類似事業は無し。交付額についても大会規模別に段階をつけた妥当な交付額となった。	
	単位当たりコストの妥当性			
効率性	コスト削減の余地	4	負担割合は適正度、削減余地に関しては次年度以降の交付件数や要望等の推移に注視し、検討が必要。	
	負担割合の適正度			
総合評価	評価	理由		
	A	対象の大会に出場した町内の育成年代に対し、概ね適正に周知し、奨励金を交付できた。また、本制度の利用基準等をより明確化し、住民がより利用しやすい制度にするとともに、更なる住民のスポーツ活動の奨励を図り、本町の社会体育の振興に資するため、要綱の一部を改正		
今後の方向性	当該事業を認識していない住民へ周知の徹底を図る。			

事務事業評価シート

事業名	市民いこいの広場フェンス改修工事	所属	教育課
-----	------------------	----	-----

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町市民運動場等設置及び管理条例
-------------	-------------------

総合計画の位置づけ	基本目標	便利で生活しやすいまち（環境・都市基盤）
	基本方針	快適な都市基盤のまちづくり
	基本施策	良好で快適な住環境の形成
	施策展開の方向	憩いの空間の形成

事業概要	フェンスの老朽化等が発生しているため、改修工事を実施し、施設機能の強化及び良好な憩いの空間の整備を図る。	令和6年度決算額
		4,797,100円
期間、成果目標の有無等	期間：令和6年9月24日から令和7年1月15日まで	うち特定財源 0円
		うち一般財源 4,797,100円
事業目的	市民いこいの広場内の土が風等の影響により近隣家屋へ飛散する状況となっており、良好な公共空間へと改善する必要があるため、既設フェンスの敷設方法等の改良を行い、また、併せて老朽化フェンスの撤去及びフェンスの新設を行うことを目的として改修工事を実施。	令和7年度予算額
		うち特定財源 0円
事業実績	工期中に設計内容の変更（変更契約）はあったが、おおむね計画通りに工事は完了し、施設機能強化及び良好な憩いの空間の形成に寄与。	うち一般財源 0円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	住民が交流できる良好な憩いの広場を整備する事業であり、町の関与は妥当。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	憩いの空間を保全することは、住民が安心して活動することができる良好な環境が確保されるため、有効性は高い。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	事務量・工事期間を勘案すると、効率的に処理されている。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	主要な課題であった砂の飛散防止、老朽化フェンスの改良は完了し、憩いの広場としての利便性等の向上に寄与。

今後の方向性	定期的なメンテナンスを実施し、整備後の状態を維持できように務める。また、破損等が発生した場合は迅速に対応し、現状復帰に務める。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	東区ふれあい広場整備工事実施設計業務委託	所属	教育課
-----	----------------------	----	-----

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町町民運動場等設置及び管理条例
-------------	-------------------

総合計画の位置づけ	基本目標	便利で生活しやすいまち（環境・都市基盤）
	基本方針	快適な都市基盤のまちづくり
	基本施策	良好で快適な住環境の形成
	施策展開の方向	憩いの空間の形成

事業概要	「東区ふれあい広場」について、現在、遊具等はなく、広場として開放しているが、住民の休養、健康、交流等に資する広場となるよう多目的トイレや遊具（健康遊具含む）の設置を行い、老若男女問わず幅広く活用いただける広場として改修を行うための設計を行う。	令和6年度決算額
		3,355,000円
期間、成果目標の有無等	期間：令和6年7月22日から令和7年3月14日	うち特定財源 0円
		うち一般財源 3,355,000円
事業目的	「東区ふれあい広場」について、現在、遊具等はなく、広場として開放しているが、住民の休養、健康、交流等に資する広場となるよう多目的トイレや遊具（健康遊具含む）の設置を行い、老若男女問わず幅広く活用いただける広場として改修を行うための設計を行う。	令和7年度予算額
		うち特定財源 0円
事業実績	計画通りに実施設計は完了し、老若男女問わず幅広く活用いただける広場としての機能を備える整備内容となっている。	うち一般財源 0円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	多世代の住民が利用できる憩いの場としての機能を整備する事業であり、町の関与は妥当。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	良好な公共空間を整備することは、住環境の保全に寄与するため有効性は高い。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	事務量・設計業務委託期間を勘案すると、効率的に処理されている。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	住民からのニーズを反映した公共空間の整備の実施設計が完成したため。

今後の方向性	今後は、工事発注に向け事務を進め、工事期間中は実施設計通りに整備が行われているか、適宜工事管理に注力する。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	学ぶ楽しさを育む推進事業		所属	学校教育課
根拠法令・条例・要綱等	忠岡町学ぶ楽しさを育む推進事業実施要項			
総合計画の位置づけ	基本戦略	1 子育てがしやすいまち（子ども・教育）		
	基本目標	学校教育が充実したまちづくり		
	基本施策	1 学校教育の充実		
	施策展開の方向	(1)「確かな学力」を培う義務教育の推進		
事業概要	小学校に非常勤講師を配置し、学習や学級活動において、学級担任と連携して、よりきめ細やかな指導・支援を行う。			令和6年度決算額
				3,065,410円
期間、成果目標の有無等	平成27年度から継続中。 成果目標—学校アンケート等による落ち着いた学習環境への肯定的な回答割合の増加及び基礎的・基本的な内容の確実な定着。			うち特定財源 0円
				うち一般財源 3,065,410円
事業目的	小学校低学年（1・2年）において、落ち着いた学習環境の提供と基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。			令和7年度予算額 3,211,680円
				うち特定財源 0円
事業実績	教員OBを非常勤講師として配置したことで、年度初めの不安定な子どもたちに対し、適切な支援により落ち着きが見られており、豊かな人間性を育んでいく上における土台づくりにもなっている。また、よりよい学習環境が早期に整えられるとともに、学習内容によりつまずきが見られる子どもへの早期対応により、学習に対する意欲・関心が高められた。			うち一般財源 3,211,680円
評価項目		評価	評価に対するコメント	
必要性	町の関与の妥当性	4	基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、自ら学ぶ姿勢や学習意欲を育てる学習指導を推進する上で、低学年への非常勤講師配置によるきめ細やかな指導・支援は必要である。	
	町民ニーズの傾向			
有効性	類似事業の有無	4	低学年に特化した事業であり、落ち着いた学習環境づくりや児童の学習意欲等を高めるなど成果が出ている。	
	単位当たりコストの妥当性			
効率性	コスト削減の余地	4	非常勤講師の報酬に関しては、府の非常勤講師と同額であり、専門的な知識や経験が必要な人材の確保の面からも適正であると考える。	
	負担割合の適正度			
総合評価	評価	理由		
	A	非常勤講師を継続して配置することで、落ち着いた学習環境づくりや児童の学習意欲等を高めるなど成果が出ているため。		
今後の方向性	非常勤講師を低学年（1・2年）に配置し、丁寧な指導・支援により、就学前からのスムーズなつながりを図るとともに、基礎・基本の定着や授業の構造化の基礎を確立し、中学年・高学年への確かな学力の定着を今後も継続して図っていく。			

事務事業評価シート

事業名	忠岡町きめ細やかな指導のための講師配置事業	所属	学校教育課
-----	-----------------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町きめ細やかな指導のための講師配置事業実施要項
-------------	---------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 子育てがしやすいまち（こども・教育）
	基本目標	学校教育が充実したまちづくり
	基本施策	1 学校教育の充実
	施策展開の方向	(1)「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	支援学級在籍児童を含めた1学級の合計児童数が「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定める標準を超える場合、非常勤講師を配置して、少人数学級編制を実施する。 ただし、上記の条件をみたさない場合であっても、きめ細やかな指導をするために、首席未配置校に、単年度に限り、非常勤講師を配置する。	令和6年度決算額
		3,157,389円
期間、成果目標の有無等	令和2年度から継続中。 成果目標—学校アンケート等による落ち着いた学習環境への肯定的な回答割合の増加及び基礎的・基本的な内容の確実な定着。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 3,157,389円
事業目的	小学校に音楽科や家庭科等の専科指導にあたる非常勤講師を配置することにより、少人数学級編制等を実施する。	令和7年度予算額
		3,871,200円
事業実績	令和6年度は、忠岡小学校6年生、東忠岡小学校1年生の学級編制にあたり、専科指導にあたる非常勤講師を配置し、府費負担教職員を担任として活用することで、国の定数上、忠岡小学校は1学級となるところを2学級、東忠岡小学校は2学級となるところを3学級とした。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 3,871,200円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	5	少人数学級編制については、町民からのニーズも大いにあり、少人数学級編制を行うことで、よりきめ細やかな指導が可能となっている。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	5	少人数学級編制により、落ち着いた学習環境づくりや児童の学習意欲の向上、基礎基本の定着を図る等の成果が出ている。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	5	非常勤講師の報酬に関しては、府の非常勤講師とほぼ同額である。音楽科や家庭科等の専科指導にあたる非常勤講師を配置する必要があるため、より専門的な知識や経験が必要な人材の確保の面からも適正であると考える。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	S	専科指導にあたる非常勤講師を配置して少人数学級を編制することで、落ち着いた学習環境づくりや児童の学習意欲の向上、基礎基本の定着を図る等の成果が出ているため。

今後の方向性	令和7年度においては、両小学校は学級編制上では、該当学年はないが、首席がいないため、専科指導にあたる非常勤講師を配置し、きめ細やかな指導を実施している。国による35人学級が小学校全学年で実施され、支援学級在籍児童を含め合計人数が国の定数以上となる学級が減ってきており、今後は、働き方改革を進める観点からも、上記の条件をみたさない場合であっても、音楽・家庭科以外の専科指導を実施するために非常勤講師を配置することを検討していく。併せて、現状定数が40人である中学校への配置も検討していく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	あすなろ未来塾事業	所属	学校教育課
-----	-----------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町あすなろ未来塾事業実施要項
-------------	------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 子育てがしやすいまち（こども・教育）
	基本目標	学校教育が充実したまちづくり
	基本施策	1 学校教育の充実
	施策展開の方向	(1)「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	平成28年度より、町立小学校4年生～6年生児童の希望者を対象に本事業をスタートする。平成29年度において、対象を拡充し、町立小学校4年生～6年生児童の希望者及び町立中学校1年生～3年生生徒の希望者を対象に、小学生には土曜日の午前に算数を、中学生には土曜日の午後に数学と英語を、全国学習塾協会から派遣された私塾講師により年間40回実施。令和2年度より小学校3年生から対象をさらに拡充。	令和6年度決算額
		3,034,600円
期間、成果目標の有無等	令和6年度は、年間40回実施。実績として、小学生57名、中学生12名、合計69名が受講。年度末に実施した保護者対象のアンケートでは、「学校の授業がよくわかるようになったと言っている」という項目に対して、肯定的な回答(76.2%)が得られ、また児童生徒対象のアンケートでは、「この塾に通うようになって、学校の勉強がよくわかるようになった」という項目に対して、肯定的な回答(93.8%)が得られた。	うち特定財源 3,035,000円
		うち一般財源 △ 400円
事業目的	忠岡町文化会館において、子育て支援の一環として、土曜日に、忠岡町立小・中学校に通う児童生徒に対し、学習の場を開設し、学習機会の拡充を図る。	令和7年度予算額 2,603,000円
		うち特定財源 2,603,000円
事業実績		うち一般財源 0円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	全国学力・学習状況調査の結果等から、学力差が顕著に見られる。学校以外に、学習の場を開設し、学習機会の充実を図り、自ら学び続ける力を身につけることは必要である。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	児童生徒のアンケート結果からも、予習を中心に学習する機会を設けることが、学校での学習につながっていることが伺える。また、土曜日実施という事もあり、社会体育やクラブ活動の活動時間との兼ね合いもあり、ここ数年、受講人数は60名前後で推移している。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	受講人数も60名前後で推移しているため、一定の経費で習熟度等による少人数での実施ができている。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	大阪府の補助金を活用し、保護者の負担を軽減した学校以外での少人数での学習の場となっているから。（受講人数 R3 小学生52名 中学生11名、R4 小学生52名 中学生6名、R5 小学生43名 中学生15名、R6 小学生57名 中学生12名）

今後の方向性	全国学力・学習状況調査において学力差が顕著であることが伺えるが、こうした学力差はかなりの早期から生じていると考える。したがって、令和2年度より、対象を町立小学校3年生からに拡充し、早期での学習機会の拡充を図り、より多くの子どもたちに学習習慣の定着を図っている。また、令和3年度より、受講人数の少ない中学生を集団個別学習形式で実施することで、コスト削減を図っているが、受講人数が少ないと等もあり、令和7年度は小学生のみの募集をしている。引き続き、自ら学び続ける力が身につくことが出来るよう支援していく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	忠岡町英語教育推進事業		所属	学校教育課
根拠法令・条例・要綱等		忠岡町英語教育推進事業実施要綱		
総合計画の位置づけ	基本戦略	1 子育てがしやすいまち（こども・教育）		
	基本目標	学校教育が充実したまちづくり		
	基本施策	1 学校教育の充実		
	施策展開の方向	(1) 「確かな学力」を培う義務教育の推進		
事業概要	○英語体験セミナー • 外部日本人講師及び外国人講師による町立小学校2年生の希望者を対象としたイングリッシュレッスンの提供 ○英語検定受験料補助事業（年1回の受験料全額補助事業） ○英検IBA			令和6年度決算額 1,339,661円 うち特定財源 0円 うち一般財源 1,339,661円 令和7年度予算額 1,595,000円
				うち特定財源 0円 うち一般財源 1,595,000円
期間、成果目標の有無等	平成28年度から継続中。忠岡中学マイワーク・スペーリングコンテストは平成30年度から実施、令和元年度終了。就学前の体験セミナーは令和2年度終了。外部より派遣された日本人講師による小学校教員向け研修の実施、令和4年度終了。成果目標—イングリッシュレッスンの参加人数の増加、英語検定受験料補助事業の受験者数・合格者数の増加。			
事業目的	令和2年度の新学習指導要領実施にともない、小学3・4年生において週1時間の外国語活動が、小学5・6年生において週2時間の外国語が実施。また、大学入試における英語のテストが「読む・聞く・書く・話す」の4技能において実施されることが検討された。このような状況を鑑みて、小学校・中学校の子どもに、英語への興味・関心を高め、英語を学ぶ意欲向上及び国際理解推進につなげる事業を展開する。			
事業実績	• 令和6年度のイングリッシュレッスンについては、小学2年生を対象に1月から土曜日に全7回実施。 • 生徒の英語力把握のための判定テストを中1～中3対象に実施。 • 英語検定受験料補助については、忠岡中学生77名が補助を受け、忠岡町在住の忠岡中学校以外の中学生、高校生、専門学生、大学生は51名が補助を受け受検。			
評価項目		評価	評価に対するコメント	
必要性	町の関与の妥当性	4	英語検定受験料補助については、令和6年度も、3回とも受付を本会場のみで行ったが、ニーズはある。（R元 174名、R2 90名（2回分）、R3 131名、R4 112名、R5 110名、R6 128名）	
	町民ニーズの傾向			
有効性	類似事業の有無	4	英語検定受験について、令和6年度128名のうち、忠岡中学生以外の中学生・高校生・大学生・専門学生が51名で、幅広い活用がある。	
	単位当たりコストの妥当性			
効率性	コスト削減の余地	4	令和4年度から、イングリッシュレッスンの対象者を小学2年生のみにすることで、コスト削減を図った。。	
	負担割合の適正度			
総合評価	評価	理由		
	A	令和6年度も、小学2年生の希望者を対象に、1月からイングリッシュレッスンを実施することができた。また、英語検定補助も128名（R5 110名）の受験があり、ニーズもあるから。		
今後の方向性	イングリッシュレッスンを小学2年生を対象に実施し、学校において、小学3・4年生で外国語活動を、小学5・6年生で外国語を実施し、小・中学校における外国語活動・英語教育をより推進し、学校教育において系統立てた指導法の確立をめざしていく。			

事務事業評価シート

事業名	外国青年語学指導員配置事業		所属	学校教育課
根拠法令・条例・要綱等	忠岡町招致外国青年任用規則			
総合計画の位置づけ	基本戦略	1 子育てがしやすいまち（こども・教育）		
	基本目標	学校教育が充実したまちづくり		
	基本施策	1 学校教育の充実		
	施策展開の方向	(1)「確かな学力」を培う義務教育の推進		
事業概要	語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）により、外国青年を雇用し、小・中学校での英語教育の充実を図る。			令和6年度決算額 3,920,840円
				うち特定財源 0円
期間、成果目標の有無等	小・中学校については、平成27年度から継続中。 成果目標—英語及び外国語活動に関するアンケートの肯定的な回答割合の増加。			うち一般財源 3,920,840円
				令和7年度予算額 4,688,140円
事業目的	外国青年語学指導員（ALT）を配置することにより、子どもたちが身近に英語に触れる機会を設けるとともに、小・中学校におけるつながりのある英語指導法を確立する。			うち特定財源 0円
				うち一般財源 4,688,140円
事業実績	校内で子どもたちがALTと違和感なくコミュニケーションをとれる子どもが増えていく。また、平成27年度より、英語科の中学校専科教員とALTが関わることにより、英語に親しむ・英語を学ぶ継続性のあるカリキュラム作成につながっている。			
評価項目		評価	評価に対するコメント	
必要性	町の関与の妥当性	4	小学校3・4年生において外国語活動、5・6年生において外国語が実施され、小・中学校におけるつながりのある指導法の確立が必要である。	
	町民ニーズの傾向			
有効性	類似事業の有無	4	小学校では、3・4年生の外国語活動において担任と連携し、中学校では、1年生の英語において担任と連携して授業を実施している。英語に親しむ点、小・中学校のつながりを図る上で効果的である。	
	単位当たりコストの妥当性			
効率性	コスト削減の余地	4	専門的な資格を有する人材の確保の面からも適正である。	
	負担割合の適正度			
総合評価	評価	理由		
	A	ALTを配置することで、英語に親しむ機会を増やすことにつながり、児童生徒の外国語（英語）に対する興味関心につながっているため。		
今後の方向性	8月に新しいALTが来日。今後も、ALTの配置により、英語に親しみ、外国語（英語）に触れる機会を増やし、主体的に英語を学ぼうとする児童生徒を増やしていく。また、小・中学校における外国語活動・英語教育をより推進するために、学校教育において系統立てた指導法の確立をめざしていく。			

事務事業評価シート

事業名	忠岡町適応指導教室運営事業		所属	学校教育課
根拠法令・条例・要綱等		忠岡町適応指導教室条例 忠岡町適応指導教室条例施行規則		
総合計画の位置づけ	基本戦略	1 子育てがしやすいまち（こども・教育）		
	基本目標	学校教育が充実したまちづくり		
	基本施策	1 学校教育の充実		
	施策展開の方向	(2) 「豊かな人間性」を培う教育の推進		
事業概要	疾病等の理由を除き、何らかの理由により学校に登校できない状態にある児童生徒の態様の多様化に対応するため、忠岡町教育支援センター：ソレイユ（忠岡町適応指導教室）を旧忠岡幼稚園に設置する。			令和6年度決算額
				6,937,377円
期間、成果目標の有無等	令和3年度に新設。成果目標一通室者の出席率の向上、不登校児童生徒数の減少。			うち特定財源 2,542,000円
				うち一般財源 4,395,377円
事業目的	忠岡町教育支援センター：ソレイユ（忠岡町適応指導教室）に、町会計年度任用職員として、室長、指導員を配置し、学校、保護者と連携して児童生徒の自立を援助し、個々の児童等に応じた指導、相談等を行うことにより、学校生活への復帰を図る。			令和7年度予算額 7,611,553円
				うち特定財源 3,316,000円
事業実績	忠岡町教育支援センター：ソレイユ（忠岡町適応指導教室）を開設したことで、学校とは異なった雰囲気の居場所となり、個別で学習を支援し、スポーツや栽培活動、体験学習等を通して集団活動へと輪を広げることにつながっている。また、定期的に学校の教員が訪問する等、学校との連携を図っている。令和3年度は、小学生1名、中学生4名が、令和4年度は中学生7名、令和5年度は小学生1名、中学生4名、令和6年度は小学生1名、中学生3名が通室することができた。			うち一般財源 4,295,553円
評価項目		評価	評価に対するコメント	
必要性	町の関与の妥当性	5	不登校児童生徒数は、小・中学校ともに増加傾向にある。不登校児童生徒及びその保護者への支援は喫緊の課題である。	
	町民ニーズの傾向			
有効性	類似事業の有無	5	令和6年度は、小学生1名、中学生3名が通室し、学校・保護者と連携した個に応じたアプローチができ、効果的な支援ができている。	
	単位当たりコストの妥当性			
効率性	コスト削減の余地	5	校長経験のある人材の確保の面からも適正である。	
	負担割合の適正度			
総合評価	評価	理由		
	S	不登校児童生徒及びその保護者への支援等、ニーズがあり、学校とは異なった雰囲気で「自分の居場所」「心のよりどころ」となり、効果的な対応ができているため。		
今後の方向性	指導支援については、令和4年度から専任として、町会計年度任用職員の室長1名、指導員1名の2名体制で行っている。年度当初の小・中学校生活指導連携会議をソレイユで開催し、室長からの説明や直接、施設を担当者等が見ることで、教員の共通理解を図っている。引き続き、定期的に学校の教員が訪問する等、学校との連携も密に図っていく。			

事務事業評価シート

事業名	小学校スクールカウンセラー配置事業		所属	学校教育課
根拠法令・条例・要綱等		忠岡町立小学校スクールカウンセラー配置事業実施要綱		
総合計画の位置づけ	基本戦略	1 子育てがしやすいまち（こども・教育）		
	基本目標	学校教育が充実したまちづくり		
	基本施策	1 学校教育の充実 施策展開の方向 (3) 健やかな心と体づくりの推進		
事業概要	財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者で、小学校スクールカウンセラーとして職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者を採用する。 1校当たり1日につき6時間とし、年間25回程度配置し、児童、保護者、教職員等からの相談及びそれに対する助言を行う。 小学校スクールカウンセラーは、大阪府より中学校に配置されているスクールカウンセラーと連携を図る。			令和6年度決算額 1,639,200円 うち特定財源 0円 うち一般財源 1,639,200円
期間、成果目標の有無等	平成23年度から継続中。成果目標一相談件数をふまえて相談体制をつくり、不登校、暴力行為等の課題解決に向けて、児童及び保護者への支援を図る。			令和7年度予算額 1,737,600円
事業目的	小学校における不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待等の課題解決に向けて、町立各小学校にスクールカウンセラーを配置し、問題を抱える児童及びその保護者への支援を図る。			うち特定財源 0円 うち一般財源 1,737,600円
事業実績	各小学校にスクールカウンセラーを年間25回配置。相談件数は、延べ632件。子どもや保護者からの相談だけでなく、教員からの事例相談により、子どもへの早期対応とともに、健やかな心と体づくりの推進につながっている。			うち特定財源 0円 うち一般財源 1,737,600円
評価項目		評価	評価に対するコメント	
必要性	町の関与の妥当性	5	相談件数は令和5年度（延べ892件）に比べて減っているが、引き続き、児童への心のケアや問題を抱える児童及びその保護者への支援は喫緊の課題である。	
	町民ニーズの傾向			
有効性	類似事業の有無	5	平均相談人数、1日あたり約13人（令和5年度は約18人）。個に応じたアプローチができ、効果的な助言ができている。また、事案対応等、教員のスキルアップにもつながっている。	
	単位当たりコストの妥当性			
効率性	コスト削減の余地	4	専門的な資格を有する人材の確保の面からも適正である。	
	負担割合の適正度			
総合評価		評価	理由	
	A		児童への心のケア等、ニーズがあり、効果的な対応ができているため。特に、不登校については、小・中学校ともに増加傾向であり、担任や養護教諭との連携により、継続した支援につながっているため。	
今後の方向性	小学校スクールカウンセラー連絡会を年4回開催し、情報を共有する。また、小・中学校生活指導連携会議にも可能な限り出席するとともに、令和3年度から開設している教育支援センター：ソレイユ（忠岡町適応指導教室）との連携も図り、引き続き、健やかな心と体づくりの推進を図っていく。			

事務事業評価シート

事業名	忠岡町統合型校務支援システム構築事業	所属	学校教育課
-----	--------------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町立小中学校 統合型校務支援システム賃貸借業務業者選定委員会設置要領
-------------	--------------------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 子育てがしやすいまち（こども・教育）
	基本目標	学校教育が充実したまちづくり
	基本施策	2 学校教育環境の充実
	施策展開の方向	(1)学校施設・設備の充実

事業概要	町立小・中学校に統合型校務支援システムを導入することで、成績処理や指導要録等、様々な事務作業を連動させ、教職員の業務負担を軽減したり、学習指導等のデータを蓄積し、教職員間で共有することで、授業改善に活かす。	令和6年度決算額
		3,392,400円
期間、成果目標の有無等	令和5年4月から本格導入。 成果目標一教職員の時間外業務時間の削減。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 3,392,400円
事業目的	小中学校において、校務のデジタル化を図り、子どもと向き合う時間を確保すると共に、教職員の働き方改革を推進する。	令和7年度予算額 3,393,000円
		うち特定財源 0円
事業実績	令和5年4月より、本格運用を実施し、現有データの保存及び共有を行い、成績処理や指導要録等、様々な事務作業を連動させ、教職員の業務負担軽減につながっている。また、令和5年6月より、出退勤管理についても、タイムレコーダーから統合型校務支援システムに移行している。	うち一般財源 3,393,000円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	5	文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示されるなど、教職員の長時間勤務の解消に向けて、学校における働き方改革を一層推進することが必要なため。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	成績処理や指導要録等、様々な事務作業を連動させ、教職員の業務負担を軽減したり、学習指導等のデータを蓄積し、教職員間で共有することで、授業改善に活かすことができるため。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	成績処理や指導要録等、様々な事務作業を連動させ、教職員の業務負担を軽減したり、学習指導等のデータを蓄積できることからも適正である。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	令和5年4月より、本格運用を実施し、現有データの保存及び共有を行い、様々な事務作業を連動させ、教職員の業務負担軽減につながっているため。

今後の方向性	教職員が、成績処理や指導要録等の作成において、より効果的に統合型校務支援システムを活用できるようし、併せて、昨年度から各校に配置しているスクール・サポート・スタッフとの連携を図り、さらなる教職員の業務負担の軽減につなげていく。併せて、今年度入れ替える新しい校務端末との連携も図っていく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業	所属	学校教育課
-----	-----------------------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業に関する要綱 忠岡町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
-------------	---

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 子育てがしやすいまち（子ども・教育）
	基本目標	学校教育が充実したまちづくり
	基本施策	2 学校教育環境の充実
	施策展開の方向	(1)学校施設・設備の充実

事業概要	忠岡町立学校において、教職員が勤務時間内に子どもに寄り添い、支援・指導できる教育環境の充実並びに教職員の勤務時間外業務の縮減を図り、子どもにとって質の高い学校教育体制の実現に資するために、忠岡町会計年度任用職員（一般事務（スクール・サポート・スタッフ））を各校1名ずつ配置。	令和6年度決算額
		1,379,839円
期間、成果目標の有無等	令和6年4月から本格導入。 成果目標一教職員の時間外業務時間の削減。	うち特定財源 276,000円
		うち一般財源 1,103,839円
事業目的	教職員が勤務時間内に子どもに寄り添い、支援・指導できる教育環境の充実並びに教職員の勤務時間外業務の縮減を図り、教職員の働き方改革を推進する。	令和7年度予算額 1,577,700円
		うち特定財源 283,000円
事業実績	令和6年4月より、各校に配置し、教職員の事務等の負担軽減につながっている。 未配置の令和5年度と比べ、学校における平均在校等時間/月が8時間程度短縮した。	うち一般財源 1,294,700円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	5	令和6年8月に、「忠岡町立学校における働き方改革の取組指針」を制定の上、公表し、教職員の長時間勤務の解消に向けて、学校における働き方改革を一層推進することが必要なため。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	教職員の事務等の負担軽減から、教職員が子どもに向き合う時間等の確保につながっているから。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	各校1名ずつ、週12時間の年間420時間まで配置することで、時間外業務時間の削減につながっていることからも適正である。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	令和6年4月より、各校に配置し、教員の平均在校等時間/月の短縮や、教員がより授業や指導に注力できる環境を整えることができたため。

今後の方向性	スクール・サポート・スタッフの配置による教職員の負担軽減を図るとともに、校務支援システムや校務端末等、ソフト・ハード面との連携を図り、さらなる教職員の業務負担の軽減につなげていく。
--------	--

事務事業評価シート（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連事業）

事業名	物価高騰対応重点支援事業（給食費助成）		所属	教育課
根拠法令・条例・要綱等		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱		
総合計画の位置づけ	基本目標	1 子育てがしやすいまち（子ども・教育）		
	基本方針	学校教育が充実したまちづくり		
	基本施策	1 学校教育の充実		
	施策展開の方向	(3) 健やかな心と体づくりの推進		
事業概要				令和6年度決算額
				21,050,943円
期間、成果目標の有無等				うち特定財源 21,050,943円
				うち一般財源 0円
事業目的				令和7年度予算額
				うち特定財源 0円
事業実績				うち一般財源 0円
	町立小学校給食費助成金 13,653,698円 町立中学校給食費助成金 7,397,245円 小学校1・2年生 219人 小学校3・4年生 255人 小学校5・6年生 256人 中学校1～3年生 390人			
評価項目		評価	評価に対するコメント	
必要性	町の関与の妥当性	5	保護者負担の軽減が図られた。	
	町民ニーズの傾向			
有効性	類似事業の有無	5	食材費を町が直接支出することで、保護者・学校への事務負担等を増やすことなく物価高騰に対する負担軽減が図られた。	
	単位当たりコストの妥当性			
効率性	コスト削減の余地	5	食材費を町が直接支出することで、保護者・学校への事務負担等を増やすことなく物価高騰に対する負担軽減が図られた。	
	負担割合の適正度			
総合評価	評価	理由		
	A	政府の進める物価高騰対策を遅延なく行うことが出来たため。		
今後の方向性	今年度は物価高騰対応充填支援地方創生臨時交付金活用事業として実施したが、次年度以降も給食に係る食材等の物価高騰が予測されるため、当面、物価高騰対策事業として保護者負担の軽減について検討していく。			

3. 評価委員の意見（外部評価）

教育委員会評価委員 水野 治久
教育委員会評価委員 新光 明

1. はじめに

令和6年度の施策を対象とした忠岡町教育委員会の点検・評価に関する報告書を第三者の視点で検討・評価を行った。その結果、忠岡町教育委員会の諸活動は、誠実かつきめ細やかに推進・実施されており、忠岡町の教育行政に大きく寄与されていることに敬意を表したい。

「小さくてもキラリと光る忠岡町」の実現に向け、忠岡町への「誇り」と将来への「夢」と「志」を持った子どもたちの育成や、生きがいを持って生涯学び続ける心身ともに健康な町民の育成に努めるため、小規模ながらも様々な施策を展開している。今後も積極的に展開されることを期待し、令和6年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価に関する報告について所見を述べたい。

2. 主な事業の取り組みについて

- (1) 施設整備において、小中学校防犯カメラ設置や町民いこいの広場フェンス改修工事については、学校の安心安全や施設機能の強化及び良好ないこいの空間の整備につながり大変評価できるものである。しかしながら小中学校屋内運動場空調整備工事実施設計業務及び東忠岡小学校屋内運動場防水改修他工事について令和6年度中に工事が完了せず繰り越し予算執行の効率化の観点からも年度内竣工に向け工事の進捗状況把握に努めてもらいたい。また、近年の気候変動の影響による平均気温上昇を踏まえた熱中症対策の観点から早期の空調設備の設置を期待する。
- (2) 建物等の改修工事に関し、今後ますます少子高齢化が進む中で、より計画的建物の維持管理が必要となってくると考える。建物自体の耐震化もさることながら、安全安心な環境を維持するためには非構造部材の耐震化も求められているので、長寿命化計画等を常に見直すとともに、日頃からの点検等にも注力していただきたい。
- (3) 放課後児童健全育成事業運営管理等の業務委託の運営コスト等を検証したうえで、民間事業者へ業務委託したと思慮するが、開設時間の延長やイベントが充実したことで保護者アンケートでも好評であり大変評価できるものである。更なる充実を目指し、安心して子育てできる環境を整備し、若い世代がまちに入ってくるようにしてもらいたい。また、他の業務についても住民からの多様なニーズに応えるため民間事業者の活用等について検討していただきたい。
- (4) 文化会館運営方針見直し事業に関し、Wi-Fi 機器を図書館にも設置したことにより利用者の利便性向上につながったことや利活用についての民間事業者とのミーティングやPFI 導入可能性の調査研究を推進していることについては評価する。教育委員会の限られた職員数で、施設の老朽化対策や運営方針をどの様にするのか多岐にわたり見直しが必要であるとともに、DX が進む現代において、インターネットを活用したオンラインによる「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」生涯学習や生涯スポーツ等への需要が増大することが近い将来予測される。このような状況下において、地域密着

の一定程度収容人数を確保した施設を維持管理することの意義に関し、将来計画を含めた住民や利用者にとって魅力的な文化施設としての検討を加速していただきたい。

- (5) 「学ぶ楽しさを育む推進事業」、「忠岡町きめ細やかな指導のための講師配置事業」において、非常勤講師を配置している。それにより、小学校低学年段階・専科指導の教員が非常勤講師としてではあるが増員し、小学校段階における少人数指導を実現している。児童生徒の学力の向上のためには大変有意義な活動であるため、今後も引き続き継続していただきたい。
- (6) 昨今、不登校の児童生徒が増加し、国や大阪府でも様々な施策が展開されている。忠岡町においても、「忠岡町適応指導教室運営事業」において、旧教育施設を活用しソレイユという適応指導教室を開設し、通ってくる子どものペースにあった支援を展開している。
- 不登校は心の問題というように捉えられる傾向があり、学習の遅れがその後の進路選択に影響を及ぼす可能性があるので、引き続き子どもたちにとって無理のない学習支援をお願いしたい。
- (7) 小学校において、スクールカウンセラーを配置しており、令和6年度の相談件数は述べ632件と令和5年度より減少したが、小学校において、教員に対するコンサルテーションの数が増加した。教員とともに、児童の支援を考えることは、生徒指導提要の考え方にも沿うものであり、大変評価できる活動である。府費配置のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携している。これはチーム学校がめざす姿であり好ましいため更なる醸成をして行ってもらいたい。
- (8) 学校現場でのDX化やスクール・サポート・スタッフの導入で働き方改革の着実な効果が出てきており、教職員の時間外勤務労働が月8時間短縮したということは非常に素晴らしいので、引き続き働き方改革を押し進めてもらいたい。

3. おわりに

教育委員会の職務内容は、広範囲におよび学校教育のみならず住民生活に深く関わっており、改めて教育委員会の果たす役割と責任の重さを再確認させられた。今後、少子化などを含めた社会の変化が激しい状況において、子どもたちの未来を創る教育や、教育分野からの街づくり、人づくりは重要な課題であると考える。教育分野の取り組みは、すぐに結果が出るものではありませんが、これからの時代に対応することのできる長期的な視野と日々の課題に対応できる短期的な施策の両面が必要であるため、教育委員会として魅力的な教育行政を進めて行かれることに期待したい。

【資料編】

忠岡町教育大綱

平成28年2月26日策定

教育の基本方針

『小さくてもキラリと光る忠岡町』の実現に向け、本町への「誇り」と将来への「夢」と「志」を持った子どもたちの育成に努めます。また、生きがいを持って生涯学び続ける心身ともに健康な町民の育成に努めます。

1. 就学前教育の充実に努めます

- ① 就学前の子どもたちの健やかな育成のための質の高い教育、保育に努めます。
- ② 子育て支援の充実をめざし、幼・保の一元化を推進します。

2. 保護者や地域に信頼される学校づくりに努めます

- ① 基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、自ら学ぶ姿勢や意欲を育てる学習指導を推進します。
- ② あらゆる教育活動を通じて、豊かな人間性や社会性を育む道徳教育と人権に対する正しい理解や感覚を向上させる人権教育を推進します。
- ③ 児童・生徒の体力向上のための取組みを充実させるとともに、学校と家庭が連携しての児童・生徒の基本的生活習慣の定着に努めます。
- ④ 児童・生徒の栄養補完や子育て支援を図るため、安心・安全な給食を提供します。また、学校給食を通して食に関する指導を充実します。

3. 学校外の子どもたちの学びを支援します

- ① 世界に羽ばたく人材を育成するため、子どもたちに英語にふれあえる機会を提供します。
- ② 学校外で子どもたちが基礎的・基本的な学力の定着を図れる機会を提供します。

4. 家庭や地域の教育力向上を支援します

- ① 子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着やしつけ、豊かな情操を培うため、家庭の教育力向上を支援します。
- ② 関係の諸機関、諸団体と連携して地域とともに子どもたちの健やかな成長に努めます。

5. 生涯学習、生涯スポーツ等の充実を図ります

- ① 町民一人ひとりが、生涯にわたって自らの興味や関心に基づき、さまざまな学習活動に取り組めるよう、学習機会や情報の提供を図ります。
- ② 多くの町民がスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるように努めます。

忠岡町教育基本方針（令和7年度学校園における指導の方針）

これからの忠岡の教育

(1) 子ども像 「未来を拓く心豊かな子」

- 未来に夢や希望を持ち、自ら考え判断し、自らの言動に責任を持って行動できる。
- あたたかい人間愛の精神にあふれ、感謝と思いやりの心で行動ができる。
- 生涯をとおして自ら学び続ける力が身に付いている。

(2) 教育像 「子どもを大切にした豊かな人間性と創造性をはぐくむ教育」

一人ひとりを大切にした個に応じた指導・支援により、子どもが確かな学力を身に付け、豊かな人間性と創造性をはぐくみ、学ぶことの喜び、発見することの感動等を味わうことができる教育活動を展開する。

(3) 学校像 「あいさつがひびき合う学校」

「ともに学び、ともに育つ学校」

「地域に信頼される開かれた学校園づくり」

学校は、安全で楽しい場所であり、そこに通う子どもたちが笑顔で言葉を交わし、人間関係を深める空間であり、どの子もかけがえのない一人の人間として存在感を味わい、また、互いを尊重することを学び、自己実現の喜びを感じることができる場でなければならない。

また、学校は家庭・地域としっかりと連携し子育てをすすめるために、家庭や地域と協働し、学校の理念や教育活動の現状について情報を発信しなければならない。そして、家庭や地域、関係機関の意見を積極的に学校経営の改善に生かすよう努める。

(4) 教職員像 「子どもとともに輝く教職員」

- 広い視野を持ち、教職員として使命感と自覚に基づき、職務を遂行し、子ども・保護者・地域との信頼関係を構築することができる。
- わかる授業をすすめる専門的知識・技能や指導力を持ち、各学校の教育目標の具現化に努める。
- 人間の成長・発達への深い理解と教育的愛情をもち、子どもから学び、子どもを思いやることができる。
- 人権に関する深い識見と知識に基づいた実践力をもち、人権教育を推進する。

子どもに付けたい力

小学校

小学校においては、児童の生きる力をはぐくむため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、自ら学び自ら考える力の育成を図る。また、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。そのためにも、家庭や地域社会との連携を図り、様々な体験活動を通して豊かな心の育成を推進することが大切である。

- あいさつ等を通して、人とのかかわりを結ぶことができる
- 善悪の判断ができ、進んでよりよい行動をとることができる。
- 自分の思いを相手に伝え、相手の思いも大切にできる。
- 自ら学び自ら考えることができる。

中学校

中学校においては、生徒の生きる力をはぐくむため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。また、生徒が家庭や地域社会との関わりを見つめ直し、人間としての生き方について自覚を深めることができるように、様々な体験活動を通して豊かな心の育成を推進することが大切である。

- 相手の考え方を理解するとともに、自分の考え方を豊かに表現できる。
- 集団や社会の一員としての自覚と責任をもち、自他共に尊重した行動をすることができる。
- 自ら学び自ら考え、将来へのめあてをもって生き抜くことができる。

1 学力向上への取組み

「全国学力・学習状況調査」等の結果を受け、次の2点を指導の重点項目とする。

【忠岡町重点目標】

1. 「授業の構造化」を通じ、授業改善を図る
2. 自学・自習を進めることにより、家庭での学習習慣を確立する

〈1〉各学校における特色づくり及び学習内容の充実

- (1) 個に応じた指導を通して、「確かな学力」の育成を図るために、学年ごとの到達目標や評価規準を明確にし、児童・生徒の学習状況を詳細に把握、分析し、課題に正対した取組みを組織的かつ計画的に進めるよう努めること。その際、すぐすくウォッチで育成をめざす思考力・判断力・表現力や非認知能力（未来に向かう力・好奇心）を参考に、子どもたちに必要な資質・能力を着実に身に付けさせよう努めること。
- 「全国学力・学習状況調査」等に関する調査の結果等を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度を養うこと。
- また、その学力向上策や取組み、効果については積極的に公表するよう努めること。
- (2) 学習指導要領に示されている各教科等の内容を確実に実施すること。
- (3) 学校教育計画を立てるに当たっては、自校の特色を踏まえた教育目標を具体的に設定し、教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図るとともに、目標に準拠した評価の適切な実施を図ること。また、その際、児童・生徒の成長の様子が十分に伝わるよう保護者、地域等に対し学校教育計画やその達成状況について積極的に情報提供するよう努めること。
- (4) 教育課程の編成については、学習指導要領に則して適正に行うこと。その際、各校の特色を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に必要な教育内容を教科等横断的な視点で組み立てること。また実施に当たっては、「確かな学力」の育成と主体的に学習に取り組む態度を養う観点から、個に応じた指導を一層推進するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と各校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うこと。なお、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないことに留意すること。
- (5) 児童・生徒の実態や指導のそれぞれの場面に応じて、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など、個に応じた指導の工夫・改善に努めること。少人数指導については、配置の趣旨を十分踏まえた活用を行い、児童・生徒の学習達成度を把握し、効果検証に努めるとともに、その結果をいかし、指導方法の工夫改善を図ること。

- (6) 児童・生徒一人ひとりの心に響く取組みを行うために、日常の児童・生徒の様子の観察や本人・保護者とのコミュニケーション等を通して状況を把握し、教職員間での情報共有を図ること。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく、一致協力した指導体制を築くことで、組織的に対応すること。
- (7) 学校教育の活性化を図り、多様な体験活動をとおして「生きる力」をはぐくむために、優れた知識・技能と社会経験を持つ学校外の地域人材等を積極的に活用し、地域の教育力を有効に生かすこと。
- (8) 「総合的な学習の時間」については、探究的な学習を重視するとともに、教科等横断的な視点で時候の教育目標と関連付けた計画を作成すること。
- (9) 小学校中学年では、外国語（英語）を使って伝え合う体験を通して、相手に対する理解を深めたり、自分の思いを伝えたり、相手に対する理解を深めたりして、満足感や達成感を味わわせるようにすること。その際、決められた表現を使った単なる反復練習のようなやり取りではなく、伝え合う目的があるコミュニケーション場面を設定すること。
- また、「十分に音声で慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現」を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うこと。なお、評価を行う際には、インタビュー（面接）、スピーチ、簡単な語句や文を書くこと、活動の観察、ペーパーテスト等、多様な評価方法から、的確に評価できる方法を選択すること。
- (10) 中学校外国語（英語）教育では、授業は英語で行うことを基本とし、「CAN-DOリスト」等の明確な達成目標のもと、4技能をバランスよく指導するとともに、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けられるよう、授業改善を推進すること。また、英語を使って情報や自分の考えを話したり書いたりして伝え合う活動の充実を図るため、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などを意識しながら、即興でやり取りをする活動を重視すること。
- (11) 中学校の保健体育における体育分野について、特に「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じた指導をするとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。
- (12) 「1人1台端末」などのICT環境は、鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠なものになることを強く意識し、すべての教員が1人1台環境を効果的に活用した授業等に積極的に取り組み、教員のICT活用指導力を向上させるよう努めること。
- (13) 小学校におけるプログラミング教育では、体験を通して「プログラミング的思考」を育み、1人1台端末等を必要に応じて活用しながら問題を解決しようとする態度を育むこと。
- (14) 自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、ICT機器の使用による健康との関わりを理解することなど、児童・生徒の情報モラルの育成に努めること。
- (15) 情報活用能力の育成に当たっては、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を参考に、小中学校9年間を見据えた体系的な指導の実施に努めること。

- (16) 「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、子どもへの読み聞かせや、本と出合う機会の拡充に努め、発達段階に応じた子どもの読書環境を整えること。学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を積極的に活用し、さらなる学校図書館の機能強化をはかること。

〈2〉 校種間の連携強化

- (17) こども園・小学校・中学校など異なる校種間での学校園行事や乳幼児・児童・生徒間の交流、指導方法の工夫・改善等について教職員の連携を図ること。
- (18) 義務教育9年間の育ちを見通した教育課程の編成、並びに指導計画の立案及び実施を図ること。その際、教員相互の協働関係が構築できるように努めること。
また、これまで小・中学校個別に定められていた目標を、義務教育全体の目標として定めた学校教育法の趣旨を踏まえ、一層、小・中学校間の連携を推進すること。
- (19) 異なる校種間において、個人情報保護等の観点に留意しつつ、生徒指導や学習指導、支援教育の深化・充実につながるような連携を深めること。
- (20) 児童が安心して小学校に入学し、安定した学校生活の中で、基本的な生活習慣をみにつけ、確かな学力や豊かな心・社会性をはぐくむことができるよう、認定こども園と小学校の連携を一層促進すること。

2 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

〈1〉 心の教育の充実

- (21) 児童・生徒の豊かな人間性をはぐくむために、道徳科を要とし、各教科、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導などとの関連を図りながら、計画的、発展的に道徳教育を実施し、充実を図ること。

また、教職員と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、道徳科の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童・生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮すること。

- (22) 学校が一体となって道徳教育を進めるため、道徳教育推進教師を位置付け、全教員が参画する体制を具体化すること。

また、道徳科と各教科、特別活動及び総合的な学習の時間との関連を踏まえた道徳教育の全体計画及び道徳科の年間指導計画については、校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、全教職員による共通理解のもとで作成すること。作成に当たっては、児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定め、各教科等との関連を図ること。

- (23) 道徳教育の指導に当たっては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考え方を深める学習を行うよう指導すること。その際、問題解決的な学習や体験的な学習

などを通して、様々な場面において、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てるように努めること。

- (24) 児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し指導に生かすよう努めること。また、各校においては、児童・生徒の成長を認め励ます個人内評価を行うこと。

〈2〉 人権尊重の教育の推進

- (25) これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて校内組織体制を整備して人権教育を推進するとともに、生徒指導等において支援を要する児童・生徒に対して人権尊重の視点に立って、関係機関や専門家とも連携し、組織的な指導に努めること。

あわせて、すべての教職員が、人権に関する知的的理解を深め、人権感覚を身に付けるための研修を組織的・計画的に進めること。

また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。

- (26) 児童虐待の防止に当っては、教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問を通して、幼児、児童、生徒や家族への関わりを深め、早期発見に努めること。虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターまたは忠岡町児童虐待担当課へ速やかに通告し、連携をとりながら対応すること。その際、学校として組織的に対応するとともに継続的な連携を図ること。

- (27) 児童虐待を受けた、または受けたと思われる子どもが安心して学校生活を送れるよう、教職員間での情報共有を行うとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関と連携して、継続的な支援に努めること。

- (28) 進学・転学の際の学校間の情報共有については、ケース会議の開催等により、伝達する内容に漏れがないよう整理した上で、対面・電話連絡・文書等による学校間での引継ぎを行うこと。その際、引き継ぐ情報については、個人情報保護に十分に配慮すること。

- (29) 差別事象等の人権侵害が生起した場合には、教育委員会と速やかに連携を図り、機を逸すことなく学校として組織的に対応すること。その際、差別等を受けた児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、あわせて、関係した児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決には最大の努力を払うこと。

また、校長を中心とした人権侵害を許さない学校体制づくりに努め、教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さない感覚を高めること。

- (30) 学校・家庭・地域との連携を図りながら、PTA活動等においても、人権意識の高揚に努めること。

- (31) ヤングケアラーについては、本人が家族の状況を知られたくない場合ややりがいを感じている場合、本人や家族が支援を必要と考えていない場合等その状況は様々であり表面化しにくいことから、ヤングケアラーについて教職員の理解を深めるととも

に、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげるよう努めること。

〈3〉 障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援

- (32) 障がいのある児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級や通級指導教室、支援学級という、連続性のある多様な学びの場の充実を図るとともに、個に応じた指導と集団における指導をバランスよく行い、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。
- (33) 各学校では、全校的な協力体制のもと、発達障がいのある児童・生徒に対する正しい理解を深めるとともに、適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるよう、教育活動を展開すること。
- (34) 各学校では支援学級と通常の学級の交流の場を積極的に設け、児童・生徒の相互理解を推進すること。また、こども園・小学校・中学校との連携を進め、好ましい人間関係の育成に努めるとともに、支援学校等との交流連携も推進すること。
- (35) 各学校において、障がいのあるすべての児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や、幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が組織的、計画的に行われるよう、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、活用すること。
作成・活用に際しては、本人や保護者の参画のもと、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に向け、校内で共有を図るとともに、校種間はもとより医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を図ること。
なお、作成については、支援学級に在籍する児童・生徒や通級指導教室を利用する児童・生徒の全員について「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成すること。また、通級による指導を受けていない通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒の指導に当たっては、作成・活用するように努めること。
- (36) 支援学級及び通級指導教室においては、自立活動の指導を行い、その充実に努めること。
- (37) 幼児・児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引き継がれるよう、日頃から校種間や関係機関における連携を深め、「個別の教育支援計画」の引き継ぎが確実に行われるよう努めること。
- (38) 通級指導教室での指導・支援をより一層充実させるとともに、通級指導教室における学びを通常の学級で十分に發揮することができるよう、通級指導教室担当と通常学級担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実に努めること。
- (39) 通常の学級には発達障がい等支援を必要とする児童・生徒が在籍していることを前提に、すべての教科等において困難さに対する指導の工夫の意図や手立てを明確にした指導・支援の充実を図ること。
あわせて、ユニバーサルデザインによる授業づくりや集団づくりの取組みを学校全体で積極的に進めるとともに、支援教育コーディネーターを活用し、組織的に教育活

動を展開すること。

- (40) 支援教育コーディネーターをはじめ、こども園・小学校・中学校の支援学級担当者等を中心に各学校園が連携し、相互に研鑽を深めながら、より充実した支援教育の実施に努めること。
- (41) 合理的配慮の観点を踏まえ、医療的ケアを必要とする児童・生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、校内体制を整えるとともに、看護師の配置を進め、学校医を含む医療、福祉等との連携をより一層図るなど、充実した医療的ケア実施体制構築に努めること。
- (42) 卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分伝わるよう、できるだけ早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供に努めること。

〈4〉 生徒指導の充実

- (43) 増加傾向にある携帯電話等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うよう指導するとともに、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応すること。
- (44) 携帯電話等への依存からの脱却を図るため、小・中学校への児童・生徒の携帯電話等の持ち込みについては原則禁止とすること。ただし、児童・生徒の登下校時における安全の観点等特別やむを得ない事情から、保護者より申請があり、校長が携帯電話等の学校への持ち込みを必要と認める場合は、教育活動に支障が出ないよう工夫すること。
- さらに、家庭でのルールづくり等、保護者への啓発及び被害・加害から児童・生徒を守るために支援体制の確立を行うとともに、児童・生徒に携帯電話等の有用性・危険性を理解させ、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できるよう指導すること。
- (45) いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。学校においては「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）や「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定、平成29年3月改訂）、「忠岡町いじめ防止基本方針」（平成31年1月策定）の趣旨を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識すること。また生徒指導体制の充実を図りその防止に努め、学校のあらゆる教育活動を通して、社会生活を営む上での倫理観や規範意識・ルールなどを確実に身に付け、児童・生徒自らが課題を解決するための問題解決力の育成を図るため、全校的な生徒指導体制の確立に努めること。
- さらに、いじめが生起した際には、「いじめは絶対許されない」との強い決意のも

と対応するとともに、いじめられた児童・生徒の立場に立ち適切に対応すること。いじめを認知した際は、組織的な対応により確実な解決を図るよう努めるとともに、町教育委員会に直ちに報告すること。

- (46) 障がいのある児童・生徒、外国にルーツのある児童・生徒、性的マイノリティ等に係る児童・生徒等に対して、いじめが行われることのないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。
- (47) 問題行動や少年非行の未然防止及び早期発見、早期解決を図るために、全教職員が一致協力した生徒指導体制の確立に努めること。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、教育相談機能の充実を図るとともに小・中学校間をはじめ、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関を含めたケース会議を実施するなど連携を図り、多面的、総合的に取り組むこと。
- (48) すべての児童・生徒が元気に登校できるように、子どもや家庭についての理解を深め、実態に合わせた適切な支援を行うこと。そのため、各ボランティア等を含めた機動的で組織的なこども園・小・中連携を積極的に進めつつ、各学校での校内支援体制を充実させること。
- (49) 児童・生徒の状況把握にあたっては、定期的なスクリーニングやアンケート、日頃の授業観察等を通じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら不登校の兆しの把握に努めること。

〈5〉進路指導・キャリア教育の充実

- (50) 進路指導に当たっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身につけることができるよう、指導・援助すること。
- (51) 高等学校等への進学指導は、合同説明会や体験入学などへ参加するように指導するとともに、高等学校等の特色などについての情報を生徒・保護者へ積極的に提供するなどして、生徒が将来を展望し、主体的に進路選択できるよう支援する観点で行うこと。
また、府内における公立高等学校入学者選抜制度の変更、府立高等学校の特色づくり、高等学校再編整備の状況、高等学校の授業料無償化に係る法律の改正、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることから、進学や就職に関する情報の収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図ること。
- (52) 児童・生徒が、目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的な自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけ、主体的に進路を選択・決定できるよう、キャリア教育の充実を図ること。
- (53) 幼児期の教育から高等学校教育への連続性も視野に入れ、連携、推進するとともに、教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させること。
- (54) 児童・生徒が自信や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むこと。
- (55) 教職員が考えるキャリア教育で育みたい力を児童・生徒が理解し、自分の成長や

変容を自己評価するための振り返る活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。その際、小学校から高等学校までの学びのプロセスを振り返って蓄積することができるポートフォリオ的な教材（「キャリア・パスポート」）等を作成し、活用すること。

(56) 地域の課題解決に向かう取り組みや、職業講話、職業体験等、実社会とのつながりを感じられる体験的活動を通じて、働くことの意義や目的の理解を深め、進んで働くとする意欲や態度などを育成するよう指導すること。

(57) 子どもたちが、生活や社会における課題を見出し、自分たちにできることを多様な人々とつながりながら考え、行動する力を養うことができるよう、学習活動を工夫し指導すること。

その際、「すぐすぐウォッチ指導参考資料」等を参考に、課題に対する具体的な解決方法を話し合ったり考えたりするなど、身近な問題から現代社会の諸問題について、探究的な学習を行い指導すること。

(58) 生徒が家庭事情や経済的理由による進学を断念することなく、自らの能力や適正等にあった進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実を図ること。

〈6〉 国旗・国歌の指導

(59) 國際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくために、国旗及び国歌を尊重する態度を育てること。

(60) 入学式や卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱をはじめとし、小学校学習指導要領において、国歌の指導について「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、いずれの学年においても音楽の年間指導計画に位置付け、適切に指導すること。

3 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

〈1〉 子どもの安全確保及び 危機管理体制の充実

(61) 子どもの命が脅かされる事象が生起していることを踏まえ、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等において必要な措置を講じ、学校内外における児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めること。

(62) 学校教育活動全体を通して安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び熱中症・アナフィラキシーショック等の事故防止に努めるとともに、屋外での活動中における集中豪雨、落雷等の自然災害に十分に注意し、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えること。

加えて、教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図るとともに、災害及び万一の事件・事故が発生した場合、教職員としての自覚のもと、的確に行動できるための学校独自の危機管理マニュアルの見直しや様々な事態を想定した実践的な

訓練を行うこと。

また、万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えること。

- (63) 安全管理についての点検や暴漢等の侵入者に対する連絡・配備体制を確立し、児童・生徒の安全確保に努めるとともに、学校の防犯対策のための施設・設備の整備に努めること。
- (64) 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図ること。
- (65) 保護者や学校支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった児童・生徒の安全確保の方策を講じるよう努めること。
また、地域と連携しながら「安全マップ」を作成するなど、児童・生徒が危機回避能力を身につける取組みを進めること。
- (66) 警察等と連携して「防犯教室」を開催するなど、児童・生徒の啓発に努めること。
- (67) 学校給食の安全・衛生管理体制の徹底を図ること。
- (68) 食物アレルギー等を有する児童・生徒等に対しては、校内において、校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医ならびに消防署との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童・生徒等の状況に応じた対応に努めること。

〈2〉 健康教育の充実と体力づくりの推進

- (69) 学校の教育活動全体を通じて、健康教育、体力づくりに組織的・計画的に取り組むとともに、家庭や地域との連携を図ること。また、学校保健委員会を組織し活性化を図ること。
- (70) 子どもの体力が低水準で推移していることから、体を動かす時間を多く確保し、各学校の状況や子どもの実態に応じ、学校全体で体を動かす時間を設定するなどの工夫をすること。
- (71) 各学校において、家庭と十分連携して、調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、児童・生徒等が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育を充実すること。
- (72) 食に関する指導に当たっては、「食に関する指導の手引」等を参考に、推進する組織を明確にするなど、各学校で食に関する指導の全体計画を作成し、学校教育全体を通して実施すること。その際、学校・家庭・地域が連携した取組みを推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成に努めること。
- (73) 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。
- (74) 熱中症予防については、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取るとともに、児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」等を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。
- (75) 発達段階に応じて心の健康について学び、自ら心身両面にわたる健康課題を解決

する資質や能力を身に付けることができるよう、また、心の健康を保つには、欲求やストレスに適切に対処する必要があることを理解し、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、指導の充実を図ること。

4 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

〈1〉学校運営体制の確立と開かれた学校づくり

- (76) 校長は学校の将来像を描き、そのための経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図り、校内各組織の活性化に努め、授業をはじめ学校の教育活動全般にわたり現状を把握し、学校運営における組織的な取組みを推進すること。学校のめざす目標等について保護者等に積極的に発信するとともに、機動的な学校運営体制の構築については、課題に対し適切かつ迅速に対処できるよう、府の制度等を有効に活用すること。
- (77) 校長がリーダーシップを發揮し、地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の新たな課題に対応して、担当者を校務分掌に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図ること。また、教職員が児童・生徒に対する指導の時間をより一層確保する観点から、機能的な学校運営に努めること。
- (78) 学校で作成される様々な文書や個人情報について、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、電子情報も含めた公文書の適切な情報管理及び個人情報の保護のために組織的に取組むこと。また、個人情報の適切な取り扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報の保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上を図ること。
- (79) 学校教育自己診断と学校協議会等を関連させて学校運営の改善に積極的に活用するとともに、学校教育自己診断の結果や学校協議会等の協議内容等について、学校便り等により積極的に情報発信すること。
- (80) 地域の特色を生かし、学校・家庭・地域が協働の関係をめざしながら、すこやかネット等地域社会をあげて子どもの健全育成に向けた取組みを円滑に、より効果的に推進すること。

〈2〉教職員の資質向上及び服務の徹底

- (81) 教職員は教育に携わる公務員としての責務を自覚し、地域の信頼に応えられるよう、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質能力等の向上を図ること。
- (82) 校長は、教職員が日々の研究と修養のため、相互に資質を高めあう職場環境づくりに努めるとともに、国や府における新たな動きや学習指導要領の趣旨、各学校における課題等を踏まえ、校内研修の充実を図ること。その際、明確な研修目標の設定及び研修の計画的な実施に特に留意すること。
- (83) 初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の育成に当たっては、組織的・継続的な育成ができる校内体制づくりに努めること。
その際、学習指導や生徒指導等の指導面のみならず、公教育に携わる者としての資

質向上を図ること。また、初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の課題に応じ、きめ細やかな教育相談の実施のための指導助言等、適切な個別支援を行うこと。

さらに、今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図る。

- (84) 教職員は、常に人権意識を持って生徒指導に当たること。特に、いじめは重大な人権侵害事象であることを踏まえ、被害の子どもの立場に立った適切な指導を行うこと。また、教職員間及び児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のための学校体制を確立すること。

万一、セクシュアル・ハラスメントが生起した場合には、被害者の人権・プライバシーを尊重するとともに、二次被害の発生防止に努めること。また、校長は教育委員会と速やかに連携を図り、事象の解決と、被害者の心のケアに努めること。

- (85) 体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことである。「体罰防止マニュアル（改訂版）」、等を活用しながら研修を行うとともに、児童・生徒の人権に配慮した生徒指導を確立すること。

- (86) 「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、教員評価支援チームや府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用すること。

〈3〉 働き方改革

- (87) 長時間勤務の縮減に向けて、定時退庁に努めるとともに遅くとも午後7時までに全員退庁するものとする「全校一斉退庁日」の少なくとも週1回の設定、及びノークラブデー（部活動休養日）の明確化に取組むこと。

- (88) 各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みの促進について適切に対応すること。

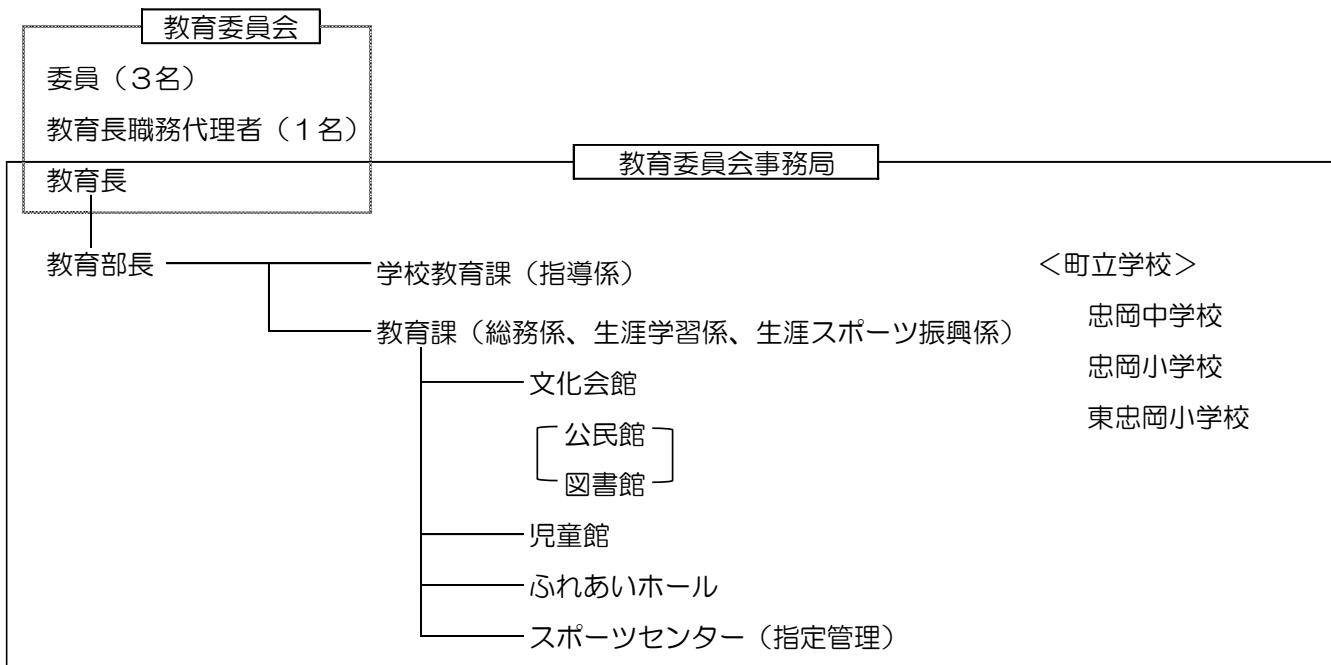
- (89) ストレスチェック制度を個人情報の管理及び保護に留意しつつ、適切に実施すること。また、実施に当たっては、本制度の趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」について職員に周知徹底するとともに、受検勧奨に努めること。

〈4〉 部活動の在り方

- (90) 「忠岡町立学校における部活動の在り方に関する方針」等に則り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むよう指導すること。

教育委員会の組織と事務局

(令和7年4月1日現在)



教育委員会事務局事務分掌

教育課

総務係

- ①学級編制に関すること。
- ②生徒及び児童の就学に関すること。
- ③教科用図書の給与事務に関すること。
- ④生徒、児童及び教職員の保健並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- ⑤学校給食に関すること。
- ⑥教育統計及び調査に関すること。
- ⑦忠岡町教育委員会（以下「委員会」という。）の会議及び委員に関すること。
- ⑧委員会の規則の制定及び改廃に関すること。
- ⑨委員会に対する請願及び陳情に関すること。
- ⑩儀式及び表彰に関すること。
- ⑪公告式及び教育の広報に関すること。
- ⑫職員（府費負担職員を除く。以下同じ。）の人事及び給与に関すること。
- ⑬公印の保管に関すること。
- ⑭学校教育機関の設置、廃止及び施設管理並びに整備に関すること。
- ⑮教材教具その他の設備整備に関すること。
- ⑯学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。
- ⑰他の所管に属さないこと。

生涯学習係

- ①生涯学習基本計画に基づく事業の推進及び総合調整に関すること。
- ②社会教育団体の指導、助言及び連絡調整に関すること。
- ③青少年指導員に関すること。
- ④文化財保護及び文化、芸能に関すること。
- ⑤社会教育資料の刊行及び配布に関すること。
- ⑥町史資料の保管に関すること。
- ⑦社会同和教育に関すること。
- ⑧人権啓発に関すること。
- ⑨生涯学習事業に関すること。
- ⑩教育コミュニティづくり推進事業に関すること。
- ⑪青少年の育成に関すること。
- ⑫放課後児童クラブに関すること
- ⑬放課後子ども教室に関すること
- ⑭各施設の管理運営に関すること。
- ⑮その他生涯学習に関すること。

生涯スポーツ振興係

- ①生涯スポーツ振興基本計画に基づく施策の企画及び推進に関すること。
- ②生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興に関すること。
- ③社会体育関係団体に関すること。
- ④スポーツ推進委員に関すること。
- ⑤学校開放に関すること。
- ⑥各種体育施設の管理運営に関すること。
- ⑦その他スポーツ振興に関すること。

学校教育課

指導係

- ①教職員の人事及び服務に関すること。
- ②教科用図書及び教材の採択及び取扱いの指導に関すること。
- ③学校教育及び幼稚園教育の指導及び助言に関すること。
- ④学校教育計画（教育課程、組織及び編成）の指導に関すること。
- ⑤学校教育における研究会、研修会等に関すること。
- ⑥特別支援教育に関すること。
- ⑦学校行事に関すること。
- ⑧教職員の指導及び研修に関すること。
- ⑨生徒指導に関すること。
- ⑩人権尊重の教育の推進に関すること。

- ⑪キャリア教育・進路指導に関すること。
- ⑫学校における健康教育及び安全教育に関すること。
- ⑬学校保健・食育に関すること。
- ⑭学校体育に関すること。
- ⑮学校支援本部事業に関すること。
- ⑯教育相談に関すること。
- ⑰学校教育についての専門事項に関すること。
- ⑱その他学校教育指導に関すること。

忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価のための教育委員会評価委員設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第2項の規定により、同条第1項の点検及び評価を行うにあたって教育に関し学識を有する者の知見の活用を図るとともに、事務事業の管理及び執行の状況についての透明性の確保と住民への説明責任を果たすため、忠岡町教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価のための教育委員会評価委員(以下「委員」という。)を設置する。

(職務)

第2条 委員は、忠岡町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の求めに応じ、前条の点検及び評価を行うにあたり、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は2人とする。

- 2 委員は、教育に対し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱した年度内とする。
- 4 委員は再任することができる。

(庶務)

第4条 委員の設置に付随する庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、教育委員会がこれを別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和7年5月14日教委告示第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

忠岡町教育委員会事務事業点検・評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくことを目的に、忠岡町教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価(以下「点検及び評価」という。)を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することについて、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、忠岡町総合計画実施計画に掲げる教育委員会の事務事業とし、教育委員会が定めるものとする。

(点検及び評価の方法)

第3条 点検及び評価の方法は、次の方法により行うものとする。

- (1) 必要性、有効性及び効率性の観点から点検・評価を行うものとし、別表第1に定める評価基準表により、自己評価をするものとする。
- (2) 前号の自己評価を踏まえ、別表第2に定める総合評価表から今後の取組みの方向性として妥当であると思われるものを選択し、その理由、今後の方向性とともに示すものとする。

2 教育委員会は、点検及び評価の客觀性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者から評価の方法や結果について、意見を聴取するものとする。

(議会への報告及び公表)

第4条 点検及び評価の結果については、速やかに報告書を作成し、議会に報告するものとする。

2 公表は、議会報告後に行うものとする。

(委任)

第5条 この要領に規定するもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

評価基準	評価の視点	評価
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・町が関与する妥当性はあるか。 ・町民ニーズはあるか。 ・時代の変化に適応しているか。 	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標どおりの成果がでているか。 ・他に類似事業はないか。 ・単位当たりコストは妥当か。 	左記の内容について、5段階で自己評価を行う。
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減の余地はないか。 ・負担割合は適正か。 ・最小の経費で最大の効果を挙げているか。 ・同種の事務事業を実施している自治体や民間企業と比べて手法は効率的か。 	

別表第2

総合評価	理由
S：拡充	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要
A：継続	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持
B：要検討	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等の課題を整理し検討が必要
C：要改善	課題が明確であり、今後、改善に取り組む必要がある
D：廃止	事業を廃止（または休止）する